

CADDi プレビュー版個別約款

この「CADDi プレビュー版個別約款」（以下「本個別約款」といいます。）には、キャディ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「プレビュー版サービス」（第1条 第1項に定義されます。）のご利用にあたり、お客様に遵守していただかなければならない事項及び当社とお客様との間の権利義務関係が定められております。本個別約款は、当社ウェブサイトに掲載する「CADDi サービス共通約款」（以下「共通約款」といいます。なお、共通約款が個別契約書方式により締結された場合、「共通約款」とは当該個別契約書を意味します。）の個別約款として適用されます。

第1条 （適用・優先関係及び用語）

1. 本個別約款は、当社がプレビュー版、ベータ版、アルファ版、先行提供、試験提供その他これらに類する名称又は趣旨で提供するサービス（以下「プレビュー版サービス」という。）の利用に適用される。具体的なプレビュー版サービスの名称及び内容は当社が別途定めるところによるものとし、契約者が利用するプレビュー版サービスの範囲は申込書に定める。
2. 本個別約款は、共通約款に定める個別約款として、プレビュー版サービスに関する限りにおいて共通約款に優先して適用される。本個別約款に定めのない事項については、共通約款の定めが適用される。
3. 本個別約款において使用する用語は、本個別約款に別段の定めがある場合を除き、共通約款の定義に従う。
4. 本個別約款において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意味を有する。
 - (1) 「変更」とは、プレビュー版サービスの仕様、名称、内容、機能又はデザインを変更することをいい、提供の継続を前提とする。
 - (2) 「一時停止」とは、プレビュー版サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止し又は中断することをいい、提供の再開を前提とする。
 - (3) 「廃止」とは、当社がプレビュー版サービスの全部又は一部の提供を終了することをいう。
 - (4) 「終了」とは、プレビュー版利用期間の満了、契約者による解約、廃止又は利用契約の終了により、プレビュー版サービスの利用が終わることをいう。
 - (5) 「有償版」とは、申込書に利用料金の定めがあるプレビュー版サービスをいう。
 - (6) 「無償版」とは、申込書に利用料金の定めがないプレビュー版サービスをいう。

第2条 （共通約款の適用除外及び適用）

1. プレビュー版サービスについては、その性質上、次の各号に掲げる共通約款の規定を適用しない（本条において条名の引用は共通約款の条名を指す。）。
 - (1) 第4条第2項（本サービスの利用）に定める環境の継続的な提供及び維持に係る義務
 - (2) 第8条第1項但書（重要な変更又は廃止の事前の通知）及び同条第3項（停止又は中断の事前の通知）。本個別約款第6条 の定めによる。
 - (3) 第8条第4項及び第5項（利用料金の返還）。本個別約款第7条 の定めによる。
 - (4) 第8条第6項（変更、中断、停止又は廃止による損害の免責）。本個別約款第11条 の定めによる。
 - (5) 第12条（データのバックアップ）

- (6) 第16条第3項（保証の否認・免責）に定める契約不適合の修補又は代替的な手段の提供（無償版に限る。）
- (7) 第22条第1項から第3項まで（契約の変更・完全合意）に定める本約款の変更の手続。本個別約款第13条 の定めによる。
- (8) 第27条第1項及び第2項（契約終了時等のデータの取扱い）に定めるデータの削除及び削除の証明書の発行。本個別約款第8条 の定めによる。
- 2. 前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる共通約款の規定は、プレビュー版サービスについても適用される。
 - (1) 第5条（利用料金・利用枠）
 - (2) 第8条第2項（一時的な停止又は中断の事由）
 - (3) 第11条（権利帰属）
 - (4) 第13条（データの取扱い）
 - (5) 第15条（利用契約の解除）
 - (6) 第19条（秘密保持）
 - (7) 第20条（個人情報等の取扱い）
 - (8) 第21条（有効期間・自動更新・中途解約）
 - (9) 第31条（データセキュリティ）
 - (10) 第33条（不可抗力）
- 3. 共通約款第15条第1項第1号の「本約款」には、本個別約款を含むものとして取り扱う。

第3条（提供条件・非保証）

- 1. プレビュー版サービスは、開発中のサービスの評価及び試用のために現状有姿で提供される実験的なサービスであり、バグ、誤動作、誤記載等の正常に稼働できない不具合が含まれる可能性がある。共通約款第16条に加え、当社は、プレビュー版サービスの正確性、継続性、完全性及び確実性を含む信頼性、有用性、可用性、利用可能性、セキュリティ保護性、無エラー性、品質満足度並びに契約者の特定の目的への適合性を含むいかなる種類の保証も行わない。
- 2. 当社は、プレビュー版サービスについて、稼働率、応答時間、障害の復旧時間その他のサービスレベルに関する定めを適用せず、保守及び技術サポートの提供を保証しない。
- 3. 共通約款第16条第3項が適用される場合を除き、当社は、プレビュー版サービスに含まれる不具合等を当社の判断により補修することがあるが、契約者の要求に従って補修する義務及びアップデート版を提供する義務を負わず、当該補修により補修前に備えていた機能及び性能が維持されることを保証しない。

第4条（利用料金）

- 1. プレビュー版サービスは、申込書に利用料金の定めがある場合を除き、無償で提供する。無償で提供する場合であっても、契約者は、本個別約款及び共通約款に定める義務を負う。
- 2. 有償版と無償版の区分は、プレビュー版サービスごとに判定する。
- 3. 申込書の変更により有償版と無償版の区分が変わる場合、本個別約款の適用は、当該変更の効力が生じた時以後に生じた事由について、変更後の区分に従う。

第5条（利用期間・終了）

1. プレビュー版サービスの利用期間（以下「プレビュー版利用期間」という。）、その更新及び利用枠は、申込書に定めるところによる。プレビュー版利用期間の満了及び更新については、共通約款第 21 条第 1 項及び第 2 項の定めに従う。
2. 有償版について、契約者は、自らの都合により、プレビュー版利用期間の中途において解約することができない（共通約款第 21 条第 3 項）。
3. 無償版について、契約者は、当社に対する書面（電子的方法を含む。）による通知により、いつでも解約することができる。この場合において、共通約款第 21 条第 3 項は適用しない。
4. プレビュー版サービスの終了は、共通約款に基づく利用契約の効力に影響しない。但し、利用契約が終了した場合には、プレビュー版サービスの利用も同時に終了する。

第6条（変更・一時停止・廃止）

1. 当社は、契約者に対する事前の通知及び契約者の同意を要することなく、プレビュー版サービスを変更することができる。契約者は、当該変更について異議を申し立てることができない。
2. 当社は、共通約款第 8 条第 2 項各号に掲げる場合のほか、プレビュー版サービスの開発、検証又は改良のために必要があるときは、プレビュー版サービスを一時停止することができる。この場合において、当社は、実務上可能な限り事前に通知するよう努める。
3. 当社は、契約者に対する書面（電子的方法を含む。）による通知により、プレビュー版サービスを廃止することができる。
4. 前三項による変更、一時停止又は廃止に伴う利用料金の取扱いは次条の定めによるものとし、これらにより契約者に生じた損害についての当社の責任は第 11 条の定めによる。

第7条（利用料金の返還）

1. 無償版については、利用料金が発生しないため、本条に基づく返還は生じない。
2. 有償版について、変更、一時停止又は廃止に伴う利用料金の取扱いは、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 当社がプレビュー版サービスの全部を廃止した場合（契約者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）は、共通約款第 21 条第 4 項第 1 号に該当するものとして取り扱い、当社は、既に受領した利用料金のうち未経過期間に対応する部分を日割りにより返還する。
 - (2) 当社がプレビュー版サービスの一部を廃止した場合（契約者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）は、当社と契約者は、廃止された部分に対応する利用料金の減額又は返還について誠実に協議する。
 - (3) 当社の責めに帰すべき事由又は不可抗力により、プレビュー版サービスを連続して 30 日以上利用できない期間が継続した場合は、当社は、当該期間に対応する利用料金を日割りにより返還する。
 - (4) 契約者の責めに帰すべき事由（共通約款第 8 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合を含む。）による一時停止又は廃止については、当社は、利用料金を返還しない。
 - (5) 変更（前各号に該当しないものをいう。）については、当社は、利用料金を返還しない。
3. 前項に定めるもののほか、利用料金の返還については共通約款第 21 条第 4 項の定めに従う。

第8条（データの取扱い）

1. 当社は、プレビュー版サービスと本サービスの情報を連携させるために、プレビュー版サービスの提供により契約者から取得した一切の情報（以下「プレビュー版開示情報」という。）を、共通約款第 13 条に定める範囲及び条件に従って利用する。この場合において、終了後も共通約款に基づく利用契約が継続しているときは、当社が本サービスのサーバー上にプレビュー版開示情報を保存し、継続して利用することがある。当社は、契約者のためにプレビュー版開示情報を保存する義務を負わない。
2. 契約者は、プレビュー版サービスが評価及び試用を目的とするものであることを踏まえ、プレビュー版サービスに個人データその他機密性の高い情報を入力しないものとし、ユーザーにも入力させない。契約者がこれに反して入力した情報に起因して生じた損害について、当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わない。
3. 終了した場合（第 1 項に基づき保存する場合を除く。）、当社は、プレビュー版開示情報を削除することができる。契約者は、必要なデータを、終了する時まで自らの責任において確保しなければならない。
4. 前項の場合において、利用状況データ、統計情報等及び学習成果物は、共通約款第 27 条第 1 項但書に掲げるものと同様に、削除の対象としない。

第9条（評価への協力・フィードバック）

1. 当社は、契約者に対し、プレビュー版サービスの利用状況、不具合、性能その他の評価に関する情報の提供を求めることができる。契約者は、合理的な範囲でこれに協力する。
2. 契約者又はユーザーがプレビュー版サービスに関して当社に提供した提案、改善要望、評価結果その他のフィードバックの取扱いについては、共通約款第 30 条の定めを適用する。
3. 当社は、プレビュー版サービスの利用に伴い取得した利用状況データを、プレビュー版サービス及び本サービスの改善及び開発のために利用することができる。

第10条（秘密保持・公表の禁止）

1. 契約者は、プレビュー版サービスの存在、内容、仕様、性能、不具合及び評価結果を、共通約款第 19 条に定める秘密情報として取り扱う。
2. 契約者は、当社の事前の書面（電子的方法を含む。）による承諾なく、プレビュー版サービスに関する評価結果、性能の測定結果又はこれらに準ずる情報を第三者に開示し、又は公表してはならない。

第11条（免責・責任の制限）

1. 当社は、次の各号に掲げる事由に起因して契約者又はユーザーに生じた損害について、有償版であるか無償版であるかを問わず、当社の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わない。
 - (1) 第 3 条に定める事項（プレビュー版サービスの不具合、性能、可用性、継続性及び特定の目的への適合性並びに保守及び技術サポートが提供されないことを含む。）
 - (2) 第 6 条第 1 項から第 3 項までに基づく変更、一時停止又は廃止
 - (3) 第 12 条に定める事項（正式版サービスの提供の有無及びデータの非承継を含む。）
2. 前項各号に掲げる事由以外に起因する損害については、無償版については、共通約款第 18 条第 1 項の定めにかかわらず、当社の故意又は重過失による場合を除き責任を負わないものとし、有償版については、共通約款第 18 条の定めに従う。

3. 前二項により当社が責任を負う場合、損害賠償の範囲及び上限は、共通約款第 18 条第 2 項から第 4 項までの定めに従う。この場合において、有償版に関する同条第 3 項の上限額は、当該有償版に係る利用料金の額を基礎として算定する。
4. 本条の定めは、強行法規により責任の制限又は免除が認められない場合には、当該範囲において適用しない。

第12条（正式版への移行）

1. 当社は、プレビュー版サービスを正式版のサービス（以下「正式版サービス」という。）として提供することを約束せず、プレビュー版利用期間中であるか終了後であるかを問わず、契約者に対し正式版サービスを提供する義務を負わない。
2. プレビュー版サービスから正式版サービスへ移行する場合の利用料金、契約期間その他の条件は、共通約款及び申込書の定めによる。
3. 当社は、プレビュー版サービスにおける設定、顧客データ及び本出力が正式版サービスに引き継がれることを保証しない。

第13条（本個別約款の変更）

当社は、契約者に対する事前の通知及び契約者の同意を得ることなく、あらかじめその効力発生時期を定め、当該変更内容を当社ウェブサイトへの掲示その他適切と認められる方法により契約者に周知することにより、本個別約款を変更することができる。

第14条（存続）

第 3 条（提供条件・非保証）、第 7 条（利用料金の返還）から第 12 条（正式版への移行）まで及び本条の規定は、終了後も有効に存続する。

以上

【2026年9月1日制定】